契約関係書類等の押印の見直しについて

公社が行う契約書類等の押印について、下記のとおり見直します。

	続き署名等が必要な主な書類 契約書や請書などの契約に係る最終的な意思確認書類 (電子契約の場合は押印不要です。電子契約を希望の方はご連絡ください。 受渡書や協議打合せ簿などの双方署名等を要する書類
上記	以外の書類は基本的に押印を不要とします。
及び 口 口 口 口	し、押印を省略する場合、次の書類は真正性を担保するため、 <mark>担当者の氏名車絡先(電話番号等)を記載して頂く必要があります。</mark> 見積書 入札書 委任状 請書(建設業法に定める工事請負契約は除く) 消費税及び地方消費税に関する申立書 見積(入札)辞退届
※次	ページに一覧がございますので、そちらもご覧ください
高額(の必要のない書類については、電子メールでの提出も可能となりますが、 <mark>の入札・見積事務は当面の間、書面とします。</mark> については提出先の担当者にご確認ください。

実施時期等

令和5年11月1日以降に提出して頂く書類等を対象とします。

※電子契約は令和6年5月1日以降

押印省略文書等一覧表

文書名(手続名)	押印省略可	摘要
入札書	0	押印を省略する場合は担当者の氏名及び連絡先 を記載する事
見積書	0	押印を省略する場合は担当者の氏名及び連絡先 を記載する事
委任状	0	押印を省略する場合は担当者の氏名及び連絡先 を記載する事
消費税及び地方消費税に関する 申立書	0	押印を省略する場合は担当者の氏名及び連絡先 を記載する事
見積(入札)辞退届	0	押印を省略する場合は担当者の氏名及び連絡先 を記載する事
契約書	Δ	記名押印。電子契約の場合は不要。
請書	\triangle	署名又は記名押印。電子契約の場合は不要。
金融機関等の保証証書に係る受 領書	0	
工事工程表	0	
業務工程表	0	
現場代理人・主任技術者(監理 技術者)等経歴書	0	
現場代理人・主任技術者(監理 技術者)等指定通知書	0	
主任技術者等指定通知及び経歴 書	0	
工事着手届	0	
役務(業務)着手届	0	
現場代理人・主任技術者(監理 技術者)等変更通知書	0	

押印省略文書等一覧表

文書名(手続名)	押印省略可	摘要
工事(補修)、協議打合せ簿		署名又は記名押印
工事しゅん功届	0	
役務(業務)完了届	0	
受渡書		署名又は記名押印
納品書	0	
請求書	0	
その他契約に係る諸文書	0	原則不要(双方書面で署名又は記名押印を行っ ているものは必要)

※記名:代筆やゴム印、パソコンを使用して氏名等を表示すること ※署名:ボールペンなどを使用して当事者が氏名等を手書きすること